

## 公園緑地等の維持管理活動に必要な機械工具の貸出要領

### (目的)

第1条 この要領は、公園緑地等の維持管理活動に必要な機械工具（以下「機械工具」という。）の貸出しに関して必要な事項を定め、管理運営協議会等が行う維持管理活動への支援を通じ、市民との協働による公園緑地等の管理運営について、一層の推進を図り、公園緑地等に対する愛着心の醸成及び良好な地域コミュニティの形成に寄与することを目的とする。

### (機械工具)

第2条 この要領による貸出しを行う機械工具の種類、台数及び管理場所は別表のとおりとする。

- 2 別表に定める機械工具は、管理場所である道路公園センターが管理する。
- 3 機械工具の維持管理に要する費用については、建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課が予算措置する。

### (貸出対象者及び活動範囲)

第3条 機械工具の貸出しは、次の各号のいずれかに該当する団体が行う次項各号での使用を目的とする場合において、管理する道路公園センター所長（以下「管理者」という。）が適当と認めた場合に行う。

- (1) 管理運営協議会
  - (2) 公園緑地愛護会
  - (3) 「道路用地等における花壇及び植樹帯等の設置維持管理に関する要綱」第5条で維持管理の承認をうけた団体
- 2 機械工具を使用することができる活動範囲は次のとおりとする。
- (1) 公園、緑地及び緑道での維持管理活動
  - (2) 「道路用地等における花壇及び植樹帯等の設置維持管理に関する要綱」に基づき、設置もしくは維持管理が行われている花壇及び植樹帯等における維持管理活動

### (貸出手続)

第4条 貸出しを受けようとする団体の責任者（以下「申込者」という。）は、機械工具貸出申請書（以下「申請書」という。第1号様式）に所定の事項を記入して使用の10日前までに管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請について、前条（貸出対象者）及び第5条（貸出しの制限）に適合することを確認のうえ、貸出しを決定するものとする。
- 3 貸出しの決定は、申請書の決裁により行うものとする。
- 4 管理者は貸出しの諾否を決定したときは、諾否について機械工具貸出決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

- 5 機械工具の引渡しを受ける者（以下「受領者」という。）は、引渡しを受けるにあたり、運転免許証、その他本人を確認できる公的機関が発行した書類を提示するものとする。
- 6 貸出しにあたり、管理者は受領者に、貸出しを受けようとする団体（以下「借受者」という。）が機械工具の使用にあたり守るべき事項を周知する。
- 7 管理者は、機械工具貸出整理簿（第3号様式）を整理して、貸出、返却の状況を明確にするものとする。

（貸出しの制限）

- 第5条 機械工具の貸出しが次の各号に該当すると認めた場合は、これを許可しない。
- (1) 営利を目的とするとき。
  - (2) 特定の個人、法人、政党、宗教団体等の利益に供する行為若しくはこれらに対する誹謗、中傷等の行為又はそれらの疑い若しくは誤解を招くおそれのある活動を目的とするとき。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号。）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、暴力団の運営に資する活動を目的とするとき。
  - (4) 第三者の安全に影響を及ぼす事が明らかなとき。
- 2 借受者は、機械工具を貸出しの許可をした目的以外に使用し、または転貸してはならない。
- 3 管理者は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の規定にかかわらず、貸出している機械工具の返却を求めることができる。
- (1) 虚偽その他の不正手段により機械工具の貸出しを受けた場合
  - (2) この要綱の規定に違反した場合
  - (3) 前2号に定めるもののほか、管理者が機械工具の貸出しを不適当と認める場合
- 4 管理者は、借受者が前項の返却の求めに応じない場合、相当額の賠償を求めることができる。

（貸出期間）

- 第6条 機械工具の貸出期間は14日の範囲で管理者が適当と認める期間とする。ただし機械工具の管理上、または、運営上支障がないと管理者が判断したときはこの限りでない。

（受付時間）

- 第7条 機械工具の貸出しに係わる受付時間は、月曜日から金曜日まで（市の休日を除く。）の午前9時から午後4時までとする。

(機器の破損等)

第8条 借受者は、機械工具を破損し、汚損し、又は紛失したときは、借受者の負担において修理し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると管理者が認めたときは、この限りでない。

(費用の負担)

第9条 機械工具の貸出しへは、無料とする。

(機械工具の返却)

第10条 借受者は貸出しを受けた機械工具に破損、異常等がないか確認し、第7条に規定する受付時間内に返却しなければならない。

(活動状況の提供)

第11条 管理者は、必要に応じて借受者に対し、実施した作業について報告を求めることができる。

(免責)

第12条 管理者は、機械工具の誤った使用方法により生じた事故又は貸出中ににおける借受者の管理不備により生じた事故に対しては、その責任を負わない。

附 則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

管理場所	台数	
	刈払機	プロア
川崎区役所道路公園センター	1台	1台
幸区役所道路公園センター	1台	2台
中原区役所道路公園センター	1台	1台
高津区役所道路公園センター	1台	1台
宮前区役所道路公園センター	1台	1台
多摩区役所道路公園センター	1台	1台
麻生区役所道路公園センター	1台	1台